

京都市伝統産業製品の海外市場開拓に係る調査業務 仕様書

1 業務名

京都市伝統産業製品の海外市場開拓に係る調査業務

2 事業期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 事業目的

国内市場の需要減少による縮小傾向が続く中で、京都の伝統産業が将来にわたり持続可能な産業として存続できるよう、海外展開を志向する伝統産業事業者が直面する市場調査のハードルを解消し、今後拡大が予測される世界の手工芸品市場への参入を促す基盤情報を提供することで海外市場への活路を見出し、需要の底上げを図るため実施するものである。

4 業務内容

受託者は、以下の業務について、委託者の指示の下に実施する。

なお、調査項目については、以下に記載する項目を必須とし、その他の項目について受託者からの効率的な手法の提案を踏まえたものとする。また、(1)～(4)に必要な期間、全体のスケジュールについては、受託者からの提案に基づき、本市と協議の上決定する。



本業務全体の流れ

(1) 市場現状把握調査の実施

「ヨーロッパ」「北米」「アジア」の3地域を対象に、市場規模や工芸品の親和性等を把握するための現状調査を実施し、課題や成功事例などの情報を収集する。

(ア) 調査対象：「ヨーロッパ」「北米」「アジア」の3地域

(イ) 調査方法：机上調査。机上調査の具体的な手法については詳細に記載すること。

個別のヒアリングやアンケート等の調査方法を追加で提案してもよい。

(ウ) 調査項目：京都市指定伝統産業製品（京料理、清酒除く。）における調査対象地域の手工芸品市場の課題や参入の成功事例、市場規模、工芸品の親和性など

※調査対象国については、対象地域の国をすべて調査することが望ましいが、(2)に繋がる可能性の低い国・地域はあらかじめ対象外としてもよい。その場合、京都市と協議をし、調査対象を決定すること。

※既に海外展開している伝統産業事業者へのヒアリングを京都市で実施しており、その調査結果については、調査事業開始時に、受託者に提供する。

※京都市指定伝統産業74品目個別の調査が必須ではなく、任意の指定品群にまとめて調査提案してもよい。（例：インテリア・建材、アパレル、テキスタイル、日本茶文化等）

(2) 市場現状把握調査の結果分析及び国・地域の絞り込み業務

(1)の調査結果に基づき、受託者が海外展開先として有望な国や地域を6つ以上提案(絞り込み)する。

その中から、市が3つ程度の国や地域を選定する。

なお、絞り込みにあたっては、その根拠を明確にすること。

(3) 現地調査の実施

(2)において3つ程度選定した国・地域に対し、現地調査を含む市場調査を実施すること。調査は本市職員も同行するものとする。ただし、現地調査のすべてに本市職員が同行するものではない。なお、本市職員の渡航費・宿泊費については、本市の負担とする。

(ア) 調査対象：(2)において絞り込んだ国・地域

(イ) 調査方法：現地調査及び机上調査

(ウ) 調査項目：本市と協議の上決定するものとする。現地調査の調査イメージについては、以下の項目を参考に、具体的な調査手法や計画案を示すこと。

(項目例)

- ・(1)の調査を踏まえて設定するターゲットとなる消費者層の行動や嗜好の分析(動機や欲求、生活習慣、購買行動等)
- ・物流・商流環境および法規制の調査(代理店・配送網、通関、倉庫インフラ、取引や所有権、金銭の流れ、ビジネス習慣や暗黙の了解事項、現地で求められる傾向にある認証等)
- ・現地市場におけるマーケティング調査(効果的な広告手法、売れている店舗の店頭ディスプレイ分析等)
- ・現地パートナー候補(伝統工芸品海外取扱事業者や伝統工芸品に関心のある海外バイヤーや海外バイヤーと接点を持つことのできる事業者)のリストアップ

(エ) 行政機関との連携(必須事項)

本市の今後の事業展開のため、現地の行政機関へのヒアリングおよび関係機関とのネットワーキングを必須項目とする。当該項目については、本市職員が同行して実施すること。

(4) 調査結果のとりまとめ及び分析業務

業務内で得たデータを基に、以下について実施すること。

(ア) 調査結果のとりまとめ、結果分析

(イ) 海外展開に関する戦略の提案

(ウ) 伝統工芸品海外取扱事業者や伝統工芸品に関心のある海外バイヤーや海外バイヤーと接点を持つことのできる事業者(国内外を問わない)のリスト化

5 業務体制

本業務の遂行に当たっては、受託業務を総括する責任者を置き、本市、関係者との円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。また、何らかの事由により責任者が従事できない場合に備え、責任者を代理する担当者を置くこと。

6 業務報告及び成果物

(1) 定例報告

事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。特に、各調査の進捗及び結果については、調査の実施前、調査データ収集後及び調査結果分析後に本市に状況を報告すること。

(2) その他京都市への報告

本事業の委託契約締結後、本市から求めがあった場合は、その時点での事業の進捗状況や実績、経費の執行状況について報告すること。

(3) 成果物

業務の成果物は次のとおりとする。報告形式についてはデータ納品とする。ただし、最終報告書については、データに加えて、3部印刷・製本の上、納品することとする。

(ア) 速報

- ・市場現状把握調査結果の取り纏め
- ・4(1)の調査結果を踏まえた、戦略（仮説）の提案

(イ) 最終報告書（3月15日まで）

- ・調査結果の取り纏め
- ・戦略の提案

なお、受託者は、本業務の実施のために制作した著作物について、委託期間終了後、著作権人格権を行使しないものとする。

7 留意点

(1) 法令等の遵守

業務の遂行にあたっては、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 秘密の保持

本業務で知り得た一切の情報については、委託者の承諾を得ずに第三者に開示してはならず、本市個人情報保護条例等に基づき、別紙1-1（個人情報取扱事務の委託契約に係る仕様書）のとおりとする。委託期間終了後も同様とする。

(3) 現地調査

本業務に係る現地調査について、第三者の土地等に立ち入る必要のある場合は、事前に委託者と協議の上、実施するものとする。

(4) 委託費支払時期

本業務委託契約に係る委託者から受託者への支払いは、原則履行を確認した後に支払うものとする。

(5) 協議事項

本仕様書に記載のない事項又は本業務の遂行に当たり、仕様書に疑義が生じた場合には、受託者は、本市と協議を行い、双方が誠実に対応すること。協議が整わないときは、

本市の指示するところによる。

また、本業務の開始から終了までの間、事業の実施方法や進ちょく状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。

(6) 損害賠償

受託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理する。

(7) 本事業に係る監査への協力

受託者は、本事業に係る会計検査や業務監査が行われる場合は、契約期間の終了後であっても協力すること。

以 上

京都市の伝統産業一覧

1	西陣織	26	北山丸太	51	京和傘
2	京鹿の子絞	27	京版画	52	截金
3	京友禅	28	京袋物	53	嵯峨面
4	京小紋	29	京すだれ	54	尺八
5	京くみひも	30	京印章<印刻>	55	三味線
6	京繡	31	工芸菓子	56	調べ緒
7	京黒紋付染	32	京竹工芸	57	茶筒
8	京房ひも・撚ひも	33	造園	58	提燈
9	京仏壇	34	清酒	59	念珠玉
10	京仏具	35	薫香	60	能面
11	京漆器	36	伝統建築	61	花かんざし
12	京指物	37	額看板	62	帆布製カバン
13	京焼・清水焼	38	菓子木型	63	伏見人形
14	京扇子	39	かつら	64	邦楽器絃
15	京うちわ	40	京金網	65	矢
16	京石工芸品	41	唐紙	66	結納飾・水引工芸
17	京人形	42	かるた	67	和蠟燭
18	京表具	43	きせる	68	珠数
19	京陶人形	44	京瓦	69	京菓子
20	京都の金属工芸品	45	京真田紐	70	京漬物
21	京象嵌	46	京足袋	71	京料理
22	京刃物	47	京つげぐし	72	京こま
23	京の神祇装束調度品	48	京葛籠	73	京たたみ
24	京銘竹	49	京丸うちわ	74	京七宝
25	京の色紙短冊和本帖	50	京弓		